

食料産業・6次産業化交付金の配分基準

	農 林 水 産 省	$\left[\begin{array}{l} \text{消費・安全局長} \\ \text{食 料 産 業 局 長} \end{array} \right]$	通 知
制定	平成30年3月30日	29 食産第 5356 号	
改正	平成31年3月29日	30 食産第 5315 号	
改正	令和2年3月31日	元食産第 5878 号	
改正	令和3年3月31日	2 消安第 6370 号	
		2 食産第 6670 号	

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1及び2により推進事業（別表1の1から7までに掲げる事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の8から10までに掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 都道府県の点検結果に応じた配分

別表1の7に掲げる事業のうち複数年度実施する計画の事業について、実施要綱別記7の第5に定める直近年度の事業実施状況の報告に係る都道府県の点検結果において、進捗率が90%以上となることが確実であると見込まれる場合は、事業実施に要する要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、各都道府県へ配分する。

2 事業実施計画に対する評価に応じた配分

実施要綱第5の1及び2に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

(1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、次の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対する配分

次の（ア）から（ウ）までに掲げる優先枠の対象となる事業実施計画につ

いては、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。ただし、次の（エ）に掲げる優先枠の対象となる事業実施計画については、実施要綱別記 10 の第 5 に定める方法により配分する。

（ア）別表 1 の 8 及び 9 に掲げる事業のうち中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済への波及効果を及ぼす取組に係る優先枠

（イ）別表 1 の 2 及び 8 に掲げる事業のうち有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 2 条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に係る優先枠

（ウ）別表 1 の 3 に掲げる事業に係る優先枠

（エ）別表 1 の 10 に掲げる事業に係る優先枠

イ 優先枠以外の取組に対する配分

アの合計額を除いた予算の範囲内で、アの優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

（２）（１）のアにおいて、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。

（３）（１）のアにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、（１）のアによる予算の配分を行わないこととし、予算の配分が行われなかった事業実施計画については、（１）のイにおける算定の対象とする。

（４）（１）のイにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり整理した上で各事業の要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

ア 推進事業については別表 1 の 1 から 7 までに掲げる事業ごとに、整備事業については別表 1 の 8 から 10 までに掲げる事業ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた名簿を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

イ アで算定した事業ごとの要望額の総額を各整数で順次割り算して得た全ての数値のうち、最も大きい数値順に順位付けを行う。

ウ イの順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

3 配分結果の公表

1 及び 2 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント（ボーダーライン）

4 留意事項

- (1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、食料産業局長が認める団体にあっては農林水産大臣をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第 2 前々年度の不用額に係る配分額への反映

都道府県に配分した予算の効率的な執行を図るため、前々年度の都道府県における交付金の不用額（都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。）の率（前々年度不用額／前々年度割当額×100）が 40%以上の都道府県に対しては 20%を、不用額の率が 20%以上 40%未満の都道府県に対しては 10%を上限として、都道府県ごとの要望額に対する配分額から減額するものとする。ただし、別表 1 の 10 に掲げる事業を除く。

第 3 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、6 次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 626 号農林水産省食料産業局長通知。以下「配分基準」）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の配分基準の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業又は平成 30 年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定に基づき、実施した事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定に基づき、実施した事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和 3 年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表 1

区 分	
推進事業	
1	6次産業化の推進体制整備事業
2	6次産業化の推進支援事業
3	地域での食育の推進事業
4	バイオマス利活用高度化の推進事業
5	メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業
6	フードバンク活動の推進事業
7	研究開発・成果利用の促進事業
整備事業	
8	6次産業化施設整備事業
9	バイオマス利活用高度化施設整備事業
10	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

別表 2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 6次産業化の推進体制整備事業及び6次産業化の推進支援事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が「1次・2次・3次事業者との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出」に資する取組となっているか。 ア 事業の目的が「1次・2次・3次事業者との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出」に資するものとなっている。 イ 事業の目的が「1次・2次・3次事業者との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出」に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	5 3 不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。 ア 地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。 イ 地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。 ウ 地域農業や地域経済への波及が期待できない。	5 3 不選定
	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	 5 3 0
	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 事業の目的に見合った数値目標であり、実現性の観点から適当と認められる。 イ 数値目標の実現性がある程度期待できる。 ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	5 3 不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	 5 3 不選定

継 続 性	⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 ア 6次産業化等事業の継続性が十分期待できる。 イ 6次産業化等事業の継続性が概ね期待できる。 ウ 6次産業化等事業の継続性が期待できない。	5 3 不選定
独 創 性 ・ 先 進 性	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、波及することが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 0
関 連 性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 業務用需要に対応したB to Bの取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進の取組、又は農福連携の発展に資する取組であるか。 イ 六次産業化・地産地消法に基づき認定された総合化事業計画の取組、又は農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組であるか。 ウ 事業実施主体又は事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。） エ 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域であるか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられているか。また、市町村が事業実施主体の場合、当該市町村において「実質化された人・農地プラン」が公表されているか。） オ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。 カ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた取組であるか。 キ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。 ク 推進体制整備事業のうち6次産業化等に関する戦略の策定に取り組む事業実施主体が、戦略の策定に当たり「戦略の効果検証及び見直しに関する取組」に関する事項を戦略に設けることとしている又は戦略の更新に当たり「戦略の効果検証及び見直しに関する取組」に関する事項を設けることとしているか。 ※ アからクまでのいずれかに該当した場合に最高2ポイント（ア又はクに該当した場合は、最高3ポイント）を加算できるものとする。	3 2 2 2 2 2 2 3

2 地域での食育の推進事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が第4次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の実現に資するものとなっているか。 ア 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。 イ 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 課題の捉え方、又は目的の設定が適切でない。	5 3 0
	③ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に効果があるか。 ア 十分な効果が見込まれる。 イ 概ね効果が見込まれる。 ウ 効果が期待できない。	5 3 不選定
	④ 事業の実施内容に効率的な手法がとられているか。 ア 十分効率的な手法がとられている。 イ 概ね効率的な手法がとられている。 ウ 効率的な手法となっていない。	5 3 0
	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 数値目標について、高水準かつ実現性の観点から適当と認められる。 イ 数値目標について、実現性の観点から適当と認められる。 ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	5 3 不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	5 3 不選定
普及性	⑦ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されているか。 ア 取組の普及方法について、十分な普及効果が期待できる。 イ 取組の普及方法について、普及効果が期待できる。	5 3

	ウ 取組の普及方法について、普及効果が期待できない。	不選定
独 創 性 ・ 先 進 性	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、複数の取組について波及することが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 0
関 連 性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体及び必要により他の関係者で構成する食育協議会を組織しているか（又は構成員となっているか。）。 イ 事業対象地域において、全ての市町村で食育基本法に基づく市町村食育推進計画が策定されているか。 ※ ア又はイに該当した場合に最高3ポイントを加算できるものとする。	3 3

3 バイオマス利活用高度化の推進事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有 効 性 費	① 事業の目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上又はバイオマス産業規模の拡大に資するものとなっているか。 ア 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上又はバイオマス産業規模の拡大に資するものとなっている。 イ 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上又はバイオマス産業規模の拡大に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	5 3 不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。 ア バイオマス利活用施設の整備により、地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。 イ バイオマス利活用施設の整備により、地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。 ウ 地域農業や地域経済への波及が期待できない。	5 3 不選定
	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の	

用 対 効 果	効果を期待することができるか。 ア 経費を絞り込んだ事業規模であり、かつ事業全体が効果的である。 イ 経費に見合った事業規模である。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定
実 現 性	⑤⑥ 事業内容が、本事業で設定した目標に係る施設整備により見込まれる成果の達成に資するものとなっているか。 ア 具体的な目標が設定され、施設整備による具体的な成果が見込まれ、実現性の観点から適当と認められる。 イ 具体的な目標が設定され、施設整備による具体的な成果が見込まれ、実現性がある程度期待できる。 ウ 具体的な目標が設定されておらず、施設整備による具体的な成果が見込まれず、実現性の観点から適当でない。	10 6 不選定
継 続 性	⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 ア バイオマス利活用施設の整備後における事業の継続性が十分期待できる。 イ バイオマス利活用施設の整備後における事業の継続性が概ね期待できる。 ウ 事業の継続性が期待できない。	5 3 不選定
独 創 性 ・ 先 進 性	⑧ 事業において調査・設計等を行うバイオマス利活用施設について、実施要綱別記 9－1 バイオマス利活用高度化施設整備事業の第 1 の 1 に掲げる事業内容のいずれかと整合し、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。 ア 波及効果が期待できる（対象施設が、実施要綱別記 9－1 バイオマス利活用高度化施設整備事業の第 1 の 1 に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が期待できる。）。 イ 波及効果が概ね期待できる（対象施設が、実施要綱別記 9－1 バイオマス利活用高度化施設整備事業の第 1 の 1 に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が概ね期待できる。）。 ウ 波及効果が期待できない（対象施設が、実施要綱別記 9－1 バイオマス利活用高度化施設整備事業の第 1 の 1 に掲げる事業内容のいずれにも整合しない。）。	5 3 不選定
関 連 性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）を策定している。 イ 事業実施主体の所在する市町村が「市町村バイオマス活用推進計画」又は「バイオマス産業都市構想」（類似の計画を含む。）を策定している。 ウ 事業実施主体の所在する市町村が「農山漁村再生可能エネルギー法	3 3 3

	に基づく基本計画」を策定している。 ※ アからウまでのいずれかに該当した場合に最高3ポイントを加算できるものとする。	
--	---	--

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が「バイオマスの利用拡大」に資するものとなっているか。 ア 目的が「バイオマスの利用拡大」に資するものとなっている。 イ 目的が「バイオマスの利用拡大」に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	5 3 不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。 ア メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用を促進することにより、地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。 イ メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用を促進することにより、地域経済への波及効果がある程度期待できる。 ウ 地域農業や地域経済への波及効果が期待できない。	5 3 不選定
	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果はある程度期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定
	⑤⑥ 事業内容が、本事業により見込まれる成果の達成に資するものとなっているか。 ア 具体的な目標が設定され、事業内容による具体的な成果が見込まれ、実現性の観点から適当と認められる。 イ 具体的な目標が設定され、事業内容による具体的な成果が見込まれ、実現性がある程度期待できる。 ウ 具体的な目標が設定されておらず、事業内容による具体的な成果が見込まれず、実現性の観点から適当でない。	10 6 不選定
	⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 ア メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用における事業の継続性が期待できる。 イ 事業の継続性がある程度期待できる。	5 3

	ウ 事業の継続性が期待できない。	不選定
普及性	⑧ メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用について、他地域の模範となるような普及効果が期待できるか。	
	ア メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用の促進方法が他地域にも参考になるなど、その普及が期待できる。	5
	イ メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用の促進法が他地域への普及がある程度期待できる。	3
	ウ 他地域への普及が期待できない。	不選定
関連性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。	
	ア 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）を策定している。	3
	イ 事業実施主体の所在する市町村が「市町村バイオマス活用推進計画」又は「バイオマス産業都市構想」（類似の計画を含む。）を策定している。	3
	ウ 事業実施主体の所在する市町村が「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を策定している。 ※ アからウまでのいずれかに該当した場合に最高3ポイントを加算できるものとする。	3

5 フードバンク活動の推進事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が「フードバンク活動団体の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組」に資する内容となっているか。	
	ア 事業の目的が「フードバンク活動団体の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組」に資するものとなっている。	5
	イ 事業の目的が「フードバンク活動団体の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組」に資するものとなっていない。	不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	
	ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	③ 事業が「我が国の食品ロス削減」に効果があるか。	
	ア 十分な効果が見込まれる。	5
	イ 概ね効果が見込まれる。	3
	ウ 効果が期待できない。	不選定

費用対効果	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。	
	ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。	5
	イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。	3
	ウ 事業費が過大である。	0
実現性	⑤ 団体の食品取扱量について、数値目標が設定されているか。	
	ア 具体的な目標が設定され、実現性の観点から適当と認められる。	5
	イ 具体的な目標が設定され、実現性がある程度期待できる。	3
	ウ 具体的な目標が設定されておらず、実現性の観点から適当でない。	不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。	
	ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。	5
継続性	イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。	3
	ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	不選定
	⑦ 単発的な活動でなく、活動の継続性は見られるか。	
	ア フードバンク活動の継続性が十分期待できる。	5
波及性	イ フードバンク活動の継続性が概ね期待できる。	3
	ウ フードバンク活動の継続性が期待できない。	不選定
	⑧ 事業で実施する各種取組に波及性があるか。	
	ア 事業内容が、複数の事業の参考となることが十分に期待できる。	5
関連性	イ 事業内容が、複数の事業の参考となることが期待できる。	3
	ウ 事業内容が、複数の事業の参考となることが期待できない。	0
	⑨ 次の施策と連携している取組であるか。	
	ア 事業実施主体の所在する都道府県又は市区町村が「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定している「食品ロス削減推進計画」において、フードバンクの推進に関する取組が位置付けられているか。	3
	イ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（平成28年11月公表、平成30年11月改正）に定められた事項を遵守しているか。	3
	ウ 事業実施主体の所在する都道府県又は市区町村が SDGs 未来都市に選定されており、かつ、当該自治体の SDGs 未来都市計画における「自治体 SDGs の推進に資する取組」として食品ロス削減に係る取組が位置付けられているか。	3
関連性	エ 事業実施主体の所在する市区町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき作成している「一般廃棄物処理計画」において、フ	3

	ードバンクの推進に関する取組が位置付けられているか。 オ 事業実施主体の所在する市区町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき作成している「一般廃棄物処理計画」において、食品ロス削減に関する取組が位置付けられているか。 ※ アからオまでのいずれかに該当した場合に最高3ポイントを加算できるものとする。	1
--	---	---

6 研究開発・成果利用の促進事業

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が「農林水産物等又は新商品の生産等若しくは販売の高度化」に資するものとなっているか。	
	ア 事業の目的が「農林水産物等又は新商品の生産等若しくは販売の高度化」に資するものとなっている。	5
	イ 事業の目的が「農林水産物等又は新商品の生産等若しくは販売の高度化」に資するものとなっていない。	不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	
	ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。	
	ア 地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。	5
費用対効果	イ 地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。	3
	ウ 地域農業や地域経済への波及が期待できない。	不選定
	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。	
	ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。	5
実現性	イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。	3
	ウ 事業費が過大である。	0
	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。	
	ア 事業の目的に見合った目標であり、実現性の観点から適当と認められる。	5
	イ 目標の実現性がある程度期待できる。	3
	ウ 目標について、実現性の観点から適当でない。	不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。	
	ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。	5

	イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	3 不選定
継続性	⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 ア 6次産業化等事業の継続性が十分期待できる。 イ 6次産業化等事業の継続性が概ね期待できる。 ウ 6次産業化等事業の継続性が期待できない。	5 3 不選定
独創性・先進性	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容に新規性があり、他地域への波及が十分に期待できる。 イ 取組内容に新規性があり、他地域への波及が期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 0
関連性	⑨ 事業者等が有する技術・ノウハウや研究開発成果を活用し、農林水産物やバイオマス等の地域資源を活用した新たな加工・販売の事業に繋がる取組であるか。 ア 新たな加工・販売の事業に繋がるのが十分に期待できる。 イ 新たな加工・販売の事業に繋がるのが期待できる。 ウ 新たな加工・販売の事業に繋がるのが期待できない。	3 1 0

7 6次産業化施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
安定性	① 事業実施主体の財務状況は安定しているか。 ア 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、累積損失がない。 イ 直近3年の決算において、経常損益が1年以上の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。 ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている。又は、直近1年の決算において、債務超過となっている。	5 3 不選定
確実性	② 事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。 ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は6月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。 イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。	5 3

	ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。	不選定
	③ 原料の調達（生産・供給体制）は確立されているか。 ア 原料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	5
	イ 原料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	3
	ウ 原料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	不選定
	④ 製品の販路は、確保等されているか。 ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	5
	イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	3
	ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	不選定
	⑤ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。 ア 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を複数配置している。	5
	イ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を配置している。	3
	ウ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	不選定
持続性・継続性	⑥ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。 次のアからコまでのいずれかに該当する場合は、それぞれのポイントを加算し、上限は5ポイントとする。 ア 業務用需要に応じた一次加工品等のB to Bの取組が行われる事業となっている。	3
	イ 事業実施計画に、本事業における商品の製造過程についてH A C C Pに関する第三者認証を取得することが含まれている。	2
	ウ 次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。（複数選択不可） （ア）事業実施計画が「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の申請と連携する計画となっている。	2
	（イ）認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、農泊地域協議会（実施要綱別記8－1の第3の1の（1）に規定する	3

	農泊地域協議会をいう。)と連携する具体的な取組を計画している。	
エ	認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。	2
オ	認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、新商品の製造に当たり、障害者等（実施要綱別記 8－1 の第 3 の 3 の（1）のウに規定する障害者等をいう。）が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務に従事する計画となっている。	3
カ	障害者が商品の開発に参画し、当該商品に更なる付加価値をもたらすインクルーシブデザインにより生み出される商品の製造に係る計画となっている。	2
キ	事業実施主体が「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている（人・農地プランの実質化に向けた区域に係る工程表が公表され、又は事業が開始されるまでに当該工程表が公表されることが確実であり、かつ、現行の人・農地プランの中心経営体に位置付けられているものを含む。）。	2
ク	「輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程」（令和 2 年 4 月 1 日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けた G F P グローバル産地計画に従って実施する事業である。	2
ケ	労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 若しくは JISQ45100 の認証を受けている、又は労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて、労働安全コンサルタント（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下同じ。）第 84 条第 1 項に規定する労働安全コンサルタントをいう。）若しくは労働衛生コンサルタント（労働安全衛生法第 84 条第 1 項に規定する労働衛生コンサルタントをいう。）の確認を受けている。	2
コ	前年度において、6 次産業化サポート事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 食産第 4902 号農林水産省食料産業局長通知。以下「要領」という。）別記 2 の第 1 の 3 の（2）に定める支援対象者又は同（3）に定める重点支援対象者に決定され、要領別記 1 の第 2 の 1 の（1）のアの（ア）に定める 6 次産業化中央プランナー若しくは 6 次産業化エグゼクティブプランナー又は要領別記 2 の第 1 の 2 に定める 6 次産業化地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。	2

8 バイオマス利活用高度化施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
安定性	① 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか（（１）から（３）のいずれかを選択すること。）	
	（１）事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合	
	ア 事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。	５
	イ 事業実施主体の直近３年の経常損益のうち１年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。	３
	ウ 事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。	不選定
	（２）事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合	
	ア 親会社等の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。	５
	イ 親会社等の直近３年の経常損益のうち１年以上黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（アは除く）	３
	ウ 親会社等の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。	不選定
	（３）（１）及び（２）以外の場合	
確実性	ア 事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。	５
	イ 事業実施主体の直近３年の経常損益のうち１年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（アは除く）	３
	ウ 事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。	不選定
	② 事業実施要件は具備されているか。	
	ア 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書等により、施設用地が確保されている。	５
	イ 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがある。	３
	ウ 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。	不選定
	③ 原料の調達（調達体制）は確立されているか。	

	ア 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。	5
	イ 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。	3
	ウ 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。	不選定
	④ 製造された製品等（副産物を含む。）の販路、利用先の確保はされているか。	
	ア 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれている。	5
	イ 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。	3
	ウ 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約がとれていない。	不選定
	⑤ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	ア 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者の他、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	5
	イ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。	3
	ウ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。	不選定
持 続 性 ・ 継 続 性	⑥ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、各関連計画との連携により、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。 次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） (1) 事業実施主体の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。 (2) 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。 ア 事業実施主体の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 イ 事業実施主体の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 ウ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組	5 3

エ 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組	
オ 事業実施主体の所在する市町村が策定する「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組	
(3) (1) 又は (2) のいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業実施主体の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。	1

9 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
確 実 性	① すでに輸出実績がある場合、直近3年のうち年間輸出額の最大金額（サンプル輸出及び100万円未満の輸出実績を除く）が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア 1億円 ≤ 輸出額	3
	イ 1千万円 ≤ 輸出額 < 1億円	2
	ウ 100万円 ≤ 輸出額 < 1千万円	1
	② 次のいずれかの認定・認証をすでに取得している場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア 輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定	4
有 効 性	イ ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ	3
	ウ JFS-B、有機 JAS 等	1
	③ 次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア GFP グローバル産地計画の認定を交付決定までに受けている。	2
有 効 性	イ GFP グローバル産地づくり推進事業の採択を受けており、GFP グローバル産地計画の認定を受ける見込みである。	1
	④ 目標年度における輸出の増加額が次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア 1億円 ≤ 増加額	5
	イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円	4
	ウ 3千万円 ≤ 増加額 < 5千万円	3
	エ 2千万円 ≤ 増加額 < 3千万円	2
	オ 増加額 < 2千万円	1
有 効 性	⑤ 第9の費用対効果分析の手法により算出した投資効率が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。	
	ア 2 ≤ 費用対効果	2

波及性	イ 1.5 ≤ 費用対効果 < 2	1
	⑥ 次のいずれかの認定・認証を事業実施計画にて取得予定としている場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	（１）輸出促進法の第 17 条に基づく適合施設の認定	5
	（２）輸出に対応するために必要な認証	
	ア ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応ハラール・コーシャ	4
	イ JFS-B、有機 JAS 等	1
	（３）輸出に関係のない認証を取得する目的のもの。（JFS-A、自治体 HACCP 等）	0
	⑦ 次のいずれかの取組に該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア 輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得に向けて、品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討を十分に行った取組となっている。	2
	イ 長期保存施設等、輸出拡大に資する新技術を活用した施設等整備を行う取組となっている。 ※新技術とは、事業実施計画の提出時、3 年以内に実用化された技とする。	1
波及性	⑧ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大に向けた取組となっている。	2
	⑨ 輸出商品の主原料における国産原料の使用割合が、次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	ア 70% ≤ 使用割合	2
	イ 50% ≤ 使用割合 < 70%	1
	※複数商品が該当する場合、全体で使用割合を算定すること。	
	⑩ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条で規定される中小企業者又は小規模企業者である。	1
波及性	【都道府県ポイント】	
	⑪ 地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか。	
	ア 地域の実情を踏まえた取組となっており、十分に効果が見込まれる。	2
	イ 地域の実情を踏まえた取組となっており、概ね効果が見込まれる。	1